

食中毒健康危機対策班活動要領

1. 目的

この要領は、食中毒（腸管出血性大腸菌感染症等の飲食に起因する感染症を含む。以下同じ。）及びその疑いによる健康危機が生じた際に、千葉市健康危機管理対策本部等設置要綱に基づき、千葉市健康危機管理警戒本部（以下「警戒本部」という）及び千葉市健康危機管理対策本部（以下「対策本部」という）内に食中毒健康危機対策班（以下「対策班」という。）を設置し、原因究明や健康被害の拡大防止等の対策に万全を期することを目的とする。

2. 設置基準

- (1) 対策班は、千葉市健康危機管理基本指針に定める食中毒による健康危機レベル2の事案発生に際して設置される警戒本部及びレベル3の事案発生に際して設置される対策本部内に設置する。
- (2) 健康危機レベルごとの健康被害の発生例については別表1に示す。

3. 組織体制

- (1) 対策班は、班長、副班長及び食中毒による健康危機に関係する課（以下、「関係課」という。）により組織する。対策班の構成及び業務分担は、別表2のとおりとし、健康危機の状況に応じて、関係課以外の庁内他部局に協力を要請することができる。
- (2) 対策班の班長は医療衛生部長、副班長は保健所長及び環境保健研究所長とする。
- (3) 対策班の総務は、生活衛生課が担当する。
ただし、腸管出血性大腸菌等の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に定めた感染症による食中毒事案による健康危機においては、健康危機管理課が感染症法に係る業務を担当するなど、生活衛生課との協働体制を強化することとする。
- (4) 対策班には、対策班会議及び原因究明委員会を設置する。
- (5) 上記に定めた以外の医療衛生部職員も、必要に応じ対策班に協力するものとする。

4. 業務

- (1) 対策班の所掌する業務は次のとおりとする。
 - ア 健康被害の原因究明
 - イ 健康被害の拡大防止
 - ウ 庁内外関係機関との連絡調整
 - エ 市民への情報提供
- (2) 保健所内及び環境保健研究所内の業務分担については、必要に応じて各所長の判断により調整を行う。
- (3) 業務の詳細については、別途「千葉市食中毒処理要領」等に定める。

5. 対策班会議

- (1) 対策班班長は、副班長及び必要に応じた関係課の所属長を招集して対策班会議を開催し、対策の基本方針を決定する。
- (2) 対策班班長は、必要に応じて関係課以外の者を会議に出席させ、意見や説明を求めることができる。
- (3) 対策班会議の庶務は、生活衛生課において行う。

6. 原因究明委員会

- (1) 対策班班長は、健康被害の原因究明のため、原因究明委員会を設置する。
- (2) 委員長を保健所長、副委員長を環境保健研究所長とし、委員は、対策班班長が関係課の所属長の中から指名する。また、必要に応じて外部機関の専門家等に委員への就任を依頼できる。
- (3) 委員長は会務を総括し、副委員長は委員長を補佐する。
- (4) 委員長は、委員の指定する者を代理として、委員会に出席させることができる。
- (5) 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席及び意見を求めることができる。
- (6) 原因究明委員会の庶務は、生活衛生課において行う。

7. 夜間休日の緊急連絡体制

夜間休日の連絡体制は、年度ごとに別途定めるものとする。

8. 内容の見直し

この要領は、運用を通じて、機動的に内容を見直すものとする。

附 則

この要領は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。

別表 1

健康危機レベルごとの健康被害の発生例

健康危機 レベル	健康被害の発生例
レベル 1	①個別的な発生例 例) 一般的な飲食店や、利用者が限定される給食施設等での発生例など ②重篤な症状ではあるが、原因が明らかである局所的発生例 例) 重症者や死亡者等が出ているが、発生が局所的であり周辺へ拡大するおそれがない事例など
レベル 2	①大規模な発生例 例) 広域的な発生ではないが、調査対象者が多く、調査に時間および労力を要する発生例など ②市内外に拡大する（拡大のおそれがある場合を含む）発生例 例) 市内外での共通食材の使用等により複数の関連施設がある飲食店や社会福祉施設等において、健康被害が散発している事例 ③重篤な症状を伴う、市内外における散発例 例) 重篤な症状の患者が複数名発生もしくは死亡者が散発発生している事例など（腸管出血性大腸菌によるHUS発症などが散発発生など） ④原因不明の発生例 例) 健康被害が食に起因している可能性があるものの、原因食品や病因物質が特定できない事例など（いわゆる健康食品に起因する健康被害など）
レベル 3	①大規模な集団発生例 例) 調査施設や調査対象者の人数が多く、調査が市内外の広域にわたる事例など（大規模イベントにおける食中毒事例など） ②社会的問題となる広域発生例 例) 広域流通食品による発生例（大規模食品製造施設での広域流通品に起因するもの）、食中毒等の原因食品が原材料にさかのぼる事例など

別表 2

食中毒健康危機対策班の構成及び業務分担

○班長 医療衛生部長

○副班長 保健所長・環境保健研究所長

関係課		業務分担	業務内容
本 庁	生活衛生課	総務担当	1. 対策班（対策班会議、原因究明委員会）の運営に関する事 2. 対策班内の連絡調整に関する事 3. 関係行政機関（厚生労働省、県等）及び関係団体、関係機関との連絡調整及び協力要請に関する事 4. 市民への広報に関する事 5. 健康危機管理課との協働体制に関する事 6. 消費生活センターとの連絡体制に関する事
	健康危機管理課	感染症・対策本部担当	1. 感染症法に係わる関係行政機関（厚生労働省、県等）及び関係団体、関係機関との連絡調整及び協力要請に関する事 2. 感染症法に係る市民への広報に関する事 3. 生活衛生課との協働体制に関する事 4. 警戒本部、対策本部及び健康危機管理連絡会議の設置に関する事 5. 健康危機の状況に応じた庁内関係部局との連絡調整及び協力要請に関する事
	医療政策課	医療担当	1. 医師会、薬剤師会、医療機関、消防との連絡調整及び協力要請に関する事 2. 医療衛生部内の連絡調整に関する事
	健康推進課	保健担当	1. 食品表示（保健事項）に関する事
	保健福祉総務課	連絡調整担当	1. 保健福祉局内の連絡調整に関する事
	地域福祉課		1. 健康福祉部内の連絡調整に関する事
	高齢福祉課		1. 高齢障害部内の連絡調整に関する事
保 健 所	総務課	庶務担当	1. 庶務に関する事 2. 保健所内の連絡調整に関する事 3. 食品安全課との協働体制に関する事（医薬品成分を含有する可能性がある食品に起因する健康被害発生時）
	食品安全課	食品・地方卸売市場・食鳥処理場担当	1. 発症状況及び喫食状況調査に関する事 2. 原因究明及び情報の収集に関する事 3. 原因施設及び関係施設の調査並びに対策指導に関する事 4. 市民に対する相談窓口の設置に関する事

			5. 感染症対策課との協働体制に関すること 6. 消費生活センターとの連絡体制に関すること 7. 集団給食施設に関すること 8. その他食品衛生全般に関すること 9. 地方卸売市場・食鳥処理場に係る調査及び指導に関すること
	感染症対策課	調査・予防担当	1. 発生状況と発生原因の調査に関すること 2. 感染症法による発生届の受理及び報告に関すること 3. 二次感染の予防に関すること 4. 食品安全課との協働体制に関すること
	環境衛生課	環境担当	1. 飲料水に係わる施設の調査及び対策指導に関すること 2. 食品安全課との協働体制に関すること 3. その他環境衛生全般に関すること
環境保健研究所	健康科学課	庶務・情報・検査担当	1. 庶務に関すること 2. 環境保健研究所内の連絡調整に関すること 3. 千葉県感染症情報センター等による微生物に関連する情報の収集・解析及び発信に関すること 4. 微生物学的検査に関すること 5. 理化学的検査に関すること 6. 化学物質等に係る情報の収集に関すること 7. 検体採取等、疫学調査への協力に関すること
	消費生活センター	相談担当	1. 消費者に対する相談窓口の設置に関すること 2. 生活衛生課及び食品安全課との連絡体制に関すること